

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 立花 剛(以下「甲」という。)は、  
\*\*\*\*\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* (以下「乙」という。)と令和8年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給(高圧)(単価契約)について、次の条項により契約を締結する。

### (契約の目的)

第 1 条 乙は、仕様書に基づき秋田労働局管下の施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約金額)

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。ただし、以下の金額には消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額(以下、「消費税等相当額」という)を含むものとする。

基本料金単価 : \*\*\*. \*\*円／kW／月(税込み)  
電力量料金単価 : \*\*. \*\*円／kWh(夏季)(税込み)  
                      \*\*. \*\*円／kWh(その他季)(税込み)

(夏季料金は7月1日から9月30日までの期間、その他季料金は夏季料金を除く期間)

2 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃費調整(市場調整価格含む)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

なお、力率割引及び燃料費調整等の方法について、乙がより経済的な方法を採用している場合には、その適用を妨げるものではない。

### (供給期間)

第 3 条 乙が電気を供給する期間は次のとおりとする。  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

### (需要場所)

第 4 条 乙が電気を供給する場所は別添仕様書の別紙1「需要場所一覧表」のとおりとする。

### (契約保証金)

第 5 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の禁止)

第 6 条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。  
但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第 7 条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることがで  
きる。

(契約電力)

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 月の最大需要  
電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第 9 条 計量は、自動記録型計量装置により原則として毎月 1 日（以下「計  
量日」という。）の 0 時に記録し、乙は、記録された電力量計の読みを  
検針日に確認しなければならない。また、この際には甲の指定する職  
員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第 10 条 料金の算定は 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期  
間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第 11 条 乙は、第 9 条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第  
2 条第 1 項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（た  
だし、燃料調整（市場価格調整を含む）を行う場合は、調整額を加え  
た額又は差し引いた額とする。）と契約電力に第 2 条第 1 項で定める契  
約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引又は割増  
を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。）、再生可能エネ  
ルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の合計額（当該  
金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とす  
る。）を 1 ヶ月毎に甲に請求するものとする。

2 乙は、第 9 条に定めた検査終了後、前月における電気料金の支払い  
を毎月 15 日迄に甲に請求するものとし、甲は当該請求書が適法であ  
ると認めた時は、その請求を受理した日から 30 日以内に乙に対価を  
支払うものとする。

ただし、末日が金融機関の休業日の場合には、支払期日は前営業日  
とする。

(支払遅延利息)

第 12 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の期限までに  
対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数

に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約電力超過の場合)

第13条 契約電力が500kW以上の場合で、甲が契約電力を超えて電気を使用する等、本契約の内容が甲の電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、甲乙速やかに協議の上、本契約の内容を適正なものに変更するものとする。

2 契約電力が500kW以上の場合で、需給電力の最大値（需要最大電力という）が契約電力を超過した場合は、甲は超過料金として、超過電力分の基本料金を、所定の基本料金の1.5倍とした額を乙の請求に応じて支払うものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(納期の有償延期)

第15条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第16条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納品場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第17条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第18条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第15条及び第16条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に本契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査監督に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第21条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### (違約金)

第19条 乙は、前条第2項の規定により本契約が解除された場合は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

#### (損害賠償)

第20条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第18条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

#### (秘密の保全)

第21条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るもの）を含む。）

を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第三号、第四号又は第五号のいずれかに該当したとき。
  - 2 乙は前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
    - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
    - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
    - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
  - 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が第19条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日ま

での日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第18条第2項、第18条第3項、第26条、第27条、第29条第2項、第33条、及び第35条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償なし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条第2項、第18条第3項、第26条、第27条、第29条第2項、第33条、及び第35条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

#### (厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

#### (厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったこと

を報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第35条 甲は、第9条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間期限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
  - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第36条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第28条、第30条、第34条、第35条、第36条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(契約外の事項)

第38条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議し、これを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年\*月\*日

甲 秋田県秋田市山王七丁目1番3号  
支出負担行為担当官  
秋田労働局総務部長 立花 剛 (印)

乙 \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \* \* \* (印)